

2. 検討の経緯

平成26年 7月22日
平成26年12月24日

- 意見照会書の受理
第46回委員会
・占用許可施設の現地調査
・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
・委員による占用許可施設の審議
・委員による意見書（素案）の審議
第47回委員会
・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

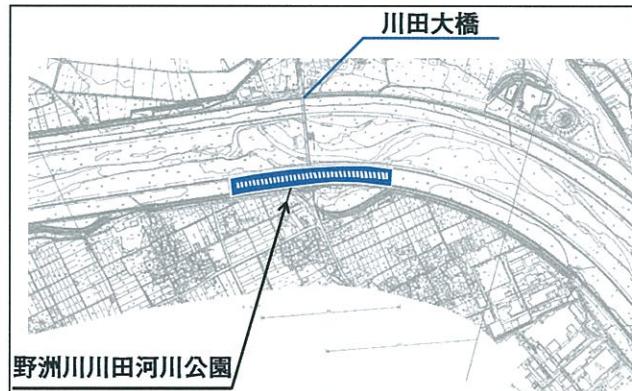
平成19年 1月18日付け意見書
平成21年 3月31日付け意見書
平成22年10月12日付け意見書

以上

(3/3)

■ 野洲川川田河川公園について

●位置の概要



●利用状況



今後の委員会スケジュールについて

- 平成26年度で第5期委員の任期が終了となり、平成27年度からは第6期委員での審議となります。
- 平成27年度の審議は下表の公園を予定しています。

占用者	審議案件	占用許可期限
守山市	野洲川立入河川公園（更新）	平成28年3月
野洲市	野洲川河川公園（更新）	平成28年3月
栗東市	野洲川運動公園（更新）	平成28年3月

※審議内容は、変更となる場合があります。

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。

第47回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成27年1月27日(火)に「第47回河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」を開催しました。

前回に引き続き、「野洲川川田河川公園」について審議を行い、審査表の「今回審議の判断」及び「意見書(案)」について審議を行い、それぞれ確定しました。

意見書は平成27年2月5日付けで琵琶湖河川事務所長に提出されました。(次頁のとおり)



日 時：平成27年1月27日(火) 9時30分～11時00分

場 所：栗東芸術文化会館さきら 1階 研修室

参 加 者：委員5名、河川管理者3名、事務局2名、傍聴者5名

議事次第

- 開会
- 河川管理者からの挨拶
- 議事
 - 第46回委員会活動の整理事項
 - 野洲川川田河川公園に係る審議
 - 審査表について
 - 意見書(案)について
 - その他
- その他
- 一般傍聴者からの意見聴取
- 委員会の今後のスケジュールについて
- 閉会

配付資料

- 議事次第
- 資料-1 第46回河川保全利用委員会
議事骨子整理表
- 資料-2 第46回河川保全利用委員会
審議事項の整理表
- 資料-3 野洲川川田河川公園 審査表
- 資料-4 占用許可申請に対する意見書
(案)
- 占用許可申請説明書
- 参考資料-1 委員会の今後のスケジュール

第五期河川保全利用委員会委員

市木敦之（委員長）
竹林洋史（副委員長）
中井克樹
村上修一
七里啓史
桐生のぞみ
松村順子

立命館大学 理工学部 教授
京都大学防災研究所 准教授
琵琶湖博物館 専門学芸員
滋賀県立大学 環境科学部 教授
滋賀県 土木交通部流域政策局 河川・河港室 室長補佐
一般公募
一般公募

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
委員会ニュース

第47号 2015年2月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課
〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1
TEL:077-546-0904(直通) FAX:077-546-6840
ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozon/>
E-mail●info@biwakokasen.go.jp

平成27年 2月 5日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書

(守山市 野洲川川田河川公園)

平成26年7月22日付け国近整琵占調第3号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.2k+50m~5.8k+80m付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、グラウンドゴルフ場②、駐車場、坂路、管理道路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	34, 152.40 m ²

(1/3)

記

1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。また今回、移動式トイレの増設を行う。

施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われている。また、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考える。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべき施設と判断する。これについては前回意見書(平成22年10月12日付け)においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており、改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。

これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は妥当とは判断できないと考える。しかし、地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理がなされていること、また地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行い、今後は下記に付す意見に対する実施が確実に行われることを期待する。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ① スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
- ② 上記意見の検討期間を2年とし、次回占用許可更新の際に、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関する要望事項】

- ① 親水空間としての具体的な利用方法として、前回計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、検討の余地はあると考えられることから、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。
- ② 申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受け止め、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう協働して改善されることを望む。

(2/3)